

平成 23 年度第 2 回長野県文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成 24 年 2 月 14 日（火）
午後 3 時 30 分～4 時 10 分
会 場 県庁 特別会議室

1 開 会

○山内文化財係長

ただいまから、平成23年度第2回長野県文化財保護審議会を開会いたします。開会に当たりまして、長野県教育委員会 山口利幸教育長からごあいさつを申し上げます。

2 教育長あいさつ

○山口教育長

委員の皆さんこんにちは。ご苦勞様です。開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

本日は長野県文化財保護審議会をお願いしたところ、委員の皆様には、大変、お忙しい中、長野県文化財保護審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から、本県の文化財保護行政に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より厚く御礼申し上げます。

申し上げるまでもないことですが、昨年3月11日、東日本大震災が起きました。翌日未明には栄村中心に長野県北部地震、さらには6月末には松本中心に中部地震が起きました。松本では一人亡くなった方がおられました。

東日本大震災につきましては多くの命が奪われ、また、貴重な文化財がかなり失われたり、かなり傷んだわけでございます。私はその後の復旧復興の過程の中で、津波の被害に遭われた方達が祭りや地区の文化行事に集まることによって、もう一度地域の復活復興をやろうという形で地域の繋がりをつくりはじめていらっしゃるという姿に接しまして、文化のもつ重要性が、あらためて浮かび上がってきた印象をもったわけでございます。

震災地に限らずのことではありますが、最近、子ども達が文化財の伝承に積極的に参画してくれるようになりました。飯田市を例にとって申し上げますと、飯田市龍江地区に今田人形、人形浄瑠璃がございます。保存会の皆さんのお力添えをお借りしながら、学校の中では総合的な学習の時間でありましてか地区をあげての取り組みになっております。大鹿歌舞伎も全く同様でございます。

飯田では、人形フェスタをやっておりまして新しいかたちで世界各地から人形劇を持ち寄って、一大イベントになっております。児童生徒数百名がボランティアとして参画しまして実際の運営を担っているという動きが出てきております。若い人たちが文化を継承していることや、子ども達がこういった活動に積極的に取り組んでいることです。学校も意識的に地区の伝統文化の継承に力を入れてきておりまして、今後の希望がもてる一つではないかと思っております。

あらためて、文化財保護に取り組んでいかななくてはならないという思いでございます。

さて、本日は、県宝への指定につきまして、ご審議をいただき、新たな県宝の指定に向けまして諮問を予定しております。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

○山内文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会後藤会長からごあいさつをいただきます。

3 後藤会長あいさつ

○後藤会長

本日は皆さんご審議をよろしくお願いいたします。

先ほど教育長からありましたが、昨年一年は東日本大震災、長野県内の地震がありまして、あらためて防災に対して注目が集まった年ではないかと思

います。県内の私に関係していることですが、先日、善光寺さんの耐震の対策が基礎診断ということでおこなわれまして、基本的には、若干の改良点が必要であるものの、大きな心配はないという非常に安心の結果が得られたところであります。善光寺さんは、非常に積極的に防災に関わり備えているという意識がありますが、こういう雰囲気県内全域の市町村、また所有者にもっていただくということがまず必要だと思います。

昨日、日本火災学会で文化財防災に関わってシンポジウムがありました。文化庁所管の地域文化の伝承の活性化事業の一環でおこないましたところ、大勢の方が集まれまして、関心の高さがわかります。話題になっておりましたのは、機械・設備に頼るのでなく、それほどお金を掛けずにソフトの面を見直してやっていこうということで、善光寺さんの会議でもそれが出ておりましたが、ある程度文化財が破損してしまうことは、あってはならないことですが、大きな災害の場合はやむを得ないこともあるわけで、想定、あるいは事前に被害を予測しているかないかで、対応は大きく違ってきます。

昨日は国の文化財の話で出ておりましたが、条例や法律では所有者の責務と謳われていることから、行政側は、文化財保護は所有者の責務と述べる人が多いのですが、だからといって公共に何も責任がないのかというと、どこに危険があるのかを公共側が把握して所有者にお知らせして、ともに将来に備えて一緒に考える。そういうことも公共の責務として必要なのではないかという話が、昨日の学会のシンポジウムで出ておりました。その際に対策として、先ほども教育長からありましたが、文化財を取り巻くコミュニティーの力を使うと非常に減災になることがたくさんあるということで、あらためて県、市町村ともに防災に取り組んでいく必要があるということを感じた次第です。

また、今日東京から参りまして、長野駅出口正面に嬉しいことに県立歴史館の「重文・県宝を見よう」という展示会の大きな掲示がありまして非常によいと思いました。前々から折角県の審議会がおこなわれた時、新しい県宝が指定された時、そういう展示や普及の機会が県民にないのは、非常にもったいないと思っていました。こういう機会を通じて文化財の広報、取り組み

を広げていくという意識を高めていくことも必要と思いますので、平成 23 年度の冬季展の広報はよいこととっております。今日答申がおこなわれる件に関しましても、いろいろなかたちで県民に周知できるよう事務局に努力を願いたいと思いますし、我々も力になっていければと思います。

それでは、ご審議をよろしく申し上げます。

○山内文化財係長

山口教育長でございますが、公務の関係から、ここで退席させていただきますので宜しくお願いいたします。

(教育長退席)

4 会議成立報告

○山内文化財係長

本日の委員出席状況について申し上げます。審議会委員及び臨時委員の皆様 11 名の御出席をいただいております。条例の規定によりまして、本日の会議の成立について御報告いたします。

それでは、議事に移ります。会議の議長につきましては、条例によりまして、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長にお願いいたします。

○後藤会長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

初めに、本日の議事録署名委員を指名いたします。安室委員と和田委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思います。御異議ございませんか。

御異議がないようですので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、

これを許可します。それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。まず、「旧念来寺鐘楼 1棟」について、ご審議をお願いします。この案件につきましては吉澤委員から説明をお願いいたします。

5 答申文化財の審議

○吉澤委員

(1) 概観の説明

4ページをご覧ください。長野県宝候補物件調査票、種別 建造物、名称 旧念来寺鐘楼^{きゅうねんらいじしやうろう} 1棟、所在地、長野県松本市中央4丁目1375番6、所有者の住所及び名称、長野県松本市中央4丁目9番13号 宗教法人 妙勝寺、管理者の住所及び名称、同上です。

沿革をみますと、念来寺は、木食派の始祖弾誓の三世法孫唱岳長音を開基として元和5年（1619年）に開山され、光明山念来寺と称しました。現在の鐘楼は、六世空幻明阿が中興して寺観を改めたものでして、宝永二年に建てられたものでございます。『信府統記』（享保9年、松本藩藩主・水野忠恒の家臣が編纂）にも、既に「時の鐘」と記されておりまして当時から松本城下の人々に親しまれた建物であります。

明治5年（1872）の廃仏毀釈により、廃寺となり伽藍は破却されましたが、時の鐘を告げていた鐘楼のみが、その後も役割を果たすため破壊の難を免れました。梵鐘、或いは擬宝珠等の金物は戦争の供出で失われております。

本鐘楼が建築されたのは、棟木に記された墨書「宝永二乙酉」或いは天井の中央にある方位板に書かれた銘文に「宝永龍舎乙酉」と書かれておりますことから、建築年代が明らかとなっております。また、念来寺常什物記（写本・抜粋）に、鐘楼のことが書かれております。末尾には宝永七庚寅霜月八日 銅屋根師 武蔵国崎玉郡光田想七」とあり、宝永2年に作られて、それから暫くして屋根が銅板葺に改められたことがわかっております。

(2) 構造形式

概要だけ述べさせていただきますと、旧念来寺鐘楼は、桁行三間、梁行二

間、袴腰付の鐘楼で、屋根は入母屋造、本瓦形銅板葺とする。平面規模は上層階が桁行 4.9m、梁行 3.9mありまして、鐘楼としては県内屈指の規模の大きなものでございます。

5ページの中ほどに記した鐘楼の特徴ですが、旧念来寺鐘楼の最大の特徴は、写真カラー版1ページを見ていただくとおわかりのように、軒裏を一面に雲文の彫刻にしていることで、この彫刻は当初は極彩色に塗られ、今、胡紛の白が見えると思いますが、軸部材は朱漆塗と推定されます。軒裏に垂木の代りに雲文の彫刻をつける手法は、県内では先般、県宝に指定されました大町市の若一王子神社観音堂内の宮殿（宝永3年県宝）に例があります。県外では千葉県成田市の新勝寺三重塔（重要文化財、正徳2年）、或いは徳島県土成町の熊谷寺多宝塔（宝永3年）など14例が知られております（『重要文化財新勝寺三重塔修理工事報告書』）が、これらの中では、念来寺鐘楼のものが一番古いこととなります。記録では、それ以前に四天王寺（大阪市）の元和9年（1623）に再建された五重塔（享和元年焼失）に使われていたという記録がある訳ですが、現存するうちで一番古いこととなります。

（3）指定の理由及び根拠

（1）指定基準、第1長野県宝の指定基準、（7）建造物、（ア）意匠的に優秀なもの、（ウ）歴史上重要なもの、（オ）流派的又は地域的特色において顕著なもの。

指定理由。旧念来寺鐘楼は、県内にある鐘楼として建築年代の古いものに属し、現存する彫刻板軒を施した建物の中では国内で最も古いものであり、その施工技術の高さは同様の構造形式・意匠を施したものとの比較から明らかであり、貴重であります。また、組物に付けられた絵様木鼻、中備の臺股・蓑束などに見られる形式は、江戸時代中期における松本平の大工の作風や寺院建築の形式をよく示しており、県内の建造物の歴史を知る上で貴重な建造物でございます。

○後藤会長

只今の説明につきまして、質疑、御意見等がございましたらお願いします。

(質疑・応答なし)

○後藤会長

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思いを。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○後藤会長

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○後藤会長

事務局から各委員に答申書(写)を配布してください。

(事務局で答申書を配布)

○後藤会長

只今配布されました答申書について、何か御意見があればご指摘いただきたいと思いを。

(異議なし)

それでは訂正、御意見等がないと思いをするので、答申書を交付したいと思いを。

(後藤会長から駒村課長へ答申書の交付)

6 諮問文化財の審議

○後藤会長

それでは、次に新たな諮問を受けたいと思いを。
事務局より、諮問の説明をお願いします。

○駒村課長(説明)

それでは、諮問書についてご説明いたします。

内容は、長野県宝 2 件の指定及び県宝の指定解除 1 件の 3 件でございます。
審議会の資料に概要を記載しておりますので、10ページをご覧ください。

はじめに、指定を諮問いたします 1 件目の文化財は、建造物「園原家住宅」^{そのはらけじゅうたく}でございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。諮問理由でございますが、園原家住宅は、県内に残る数少ない江戸時代の神官の住宅で、主屋、^{しゅおく}本殿、^{ほんでん}馬屋^{まや}ともに建設年代が古く、江戸時代の神官屋敷の姿を今に伝えるものとして貴重なものであると考えております。11ページから13ページには写真、14ページに位置図を掲載しております。

なお、写真は別冊のカラー版もございますので、併せてご覧いただきたいと思えます。

15ページをお願いします。指定を諮問いたします 2 件目の文化財は、歴史資料「村松の宝篋印塔 2 基」^{ほうきょういんとう}でございます。諮問理由でございますが、この宝篋印塔は、県内では四番目に古いものであり、14世紀の関東式宝篋印塔の典型例の初期の数少ないものでございます。基壇にあります石刻の寄進文は、全国で15例ありますが、東日本ではわずか3例のみで県内では唯一のものでございます。「神仏との契約は変更できない」という中世の人々の法意識を伝える貴重な歴史資料であり、また、浦野庄村松郷の浦野氏と滋野氏一門との交流を示す歴史資料としても重要なものであると考えております。16ページに写真、17ページには寄進状の刻銘、18ページに位置図を掲載しております。

次に、19ページをご覧ください。県宝の指定を解除したい文化財は「日向^{ひなた}林 B 遺跡出土品 1 点」^{ばやし}でございます。所在地及び所有者はご覧のとおりでございます。この 1 点につきましては、諮問理由の欄にも記載をしておりますが、平成22年3月、所在が不明であることが判明し、県立歴史館の探索をすすめて参りましたが、現在のところ確認ができていません。この 1 点を除く201点が平成23年6月に国の重要文化財に指定されたことにより、亡失物件以外は県宝解除になっております。このため、不明になっている貝殻状

刃器1点が県宝として残っておりますが、この1点だけでは県宝の指定等に関する基準を満たさなくなりましたので指定の解除を諮問するものでございます。21ページには写真、22ページに位置図を掲載しております。

以上、3件について諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○後藤会長

以上、3件が新たに諮問されました。

この諮問につきまして、質疑・ご意見等がございましたら、発言をお願いします。

(委員から質疑・意見等はなし)

○後藤会長

以前にも、この審議会の時に伺ったことと思いますが、県立歴史館に保管していたものが紛失したということに対して、その後の対策等が県や歴史館の方でおこなわれていると了解はしておりますが、そのことについて審議会でも再度報告をいただければと思います。対応及び管理体制についてです。

○県立歴史館（考古資料課長）

昨年、こういう事件が起きましたので、遺物出し入れのチェックを強化しまして、必ず台帳を付ける、もう一つは人の出入りのチェックを確実にこなっております。もう一つは収蔵庫から出ていない可能性が強いということから、去年2日間休館にいたしまして調査し、今年も何回か調査をしました。

○山内文化財係長

1点だけでは文化財として価値がないという言葉がございましたが、唯一無二なもので大事なものであると思っております。現在まで、確実になくなったという確証がないわけでございますが、今後、人事異動がありましても、歴史館できちっと引き継いで発見できればという期待をもちしております。

○後藤会長

今回、ちょうど「重文・県宝」が公開されておりますが、ある意味では、

公開が活発化することが、常にチェックする機会になるので、私は管理体制、出入りのチェック、当然、防犯防災の強化の対策も重要ですが、しっかり文化財を活用することがかえって管理の強化につながる。そういうポジティブな対策も、よいのではないかと思います。

今後、厳重に管理するだけでは、かえって館蔵品に目が行き届かなくなってしまうことも往々にしてありますので、活発に公開することが、一つの対策になるのではと感じています。その点も是非ご検討いただければと思います。

○後藤会長

その他、ご意見ご質問等があればお願いします。

(ご意見ご質問等はなし)

○後藤会長

それでは、ご意見ご質問等はありませんようですので、「園原家住宅」及び「村松の法篋印塔」については、今後、調査を実施していただきまして、次回以降の審議会において審議していただくこととします。

7 県宝指定文化財解除の審議

○後藤会長

県宝の「日向林B遺跡出土品 1点」の指定解除の案件につきましては、既に調査票の提出がされております。この件については、会田委員さんから説明をお願いします。20ページの調査票です。

○会田委員 平成23年11月27日に歴史館で確認をしております。内容は、調査票のとおりでございます。

○後藤会長

調査票について、委員の間でご確認していただいてご質問ご意見があればお願いします。

先ほど申しましたように新たな指定案件については、関係委員による調査

を再度実施していただき次回以降の審議となりますが、この解除案件に関しましては、調査票にありますように、明らかなことですので慎重審議ではなく、今日の答申をもって答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○後藤会長

それでは、この案件については、長野県宝の指定を解除することが適当である旨、答申することに決定いたしたいと思います。事務局で、答申書の準備をしてください。

○山内文化財係長

答申書の準備をさせていただきます。

(事務局が準備中、暫時待機をしていただく。)

○山内文化財係長

答申書が整いましたので後藤会長にお渡しいたします。

○後藤会長

それでは、事務局から各委員に答申書の写しを配布してください。

○後藤会長

有形文化財・史跡部会の史跡担当で桐原部会長に答申書の正本と写しの確認をお願いできればと思います

○桐原部会長

確認いたしました。

○後藤会長

只今、配布されました答申書につきまして部会長に確認いただきましたが、念のため皆さんから何かご意見・訂正がございましたらお願いします。

(ご意見・訂正なし)

それでは、ご意見・訂正がないようですので、答申書を交付したいと思います。

○後藤会長

次に、「その他」といたしまして、事務局から何かありますか。

○山内文化財係長

ございません。

○後藤会長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様の御協力に對しまして、感謝申し上げます。

8 閉 会

○山内文化財係長

今日は一日長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。ここで、駒村文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

○駒村課長御礼あいさつ

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。本日答申をいただきました、「旧念来寺鐘楼」及び「日向林B遺跡出土品 1点」の2件につきましては、教育委員会定例会におきまして県宝指定の決定及び県宝指定の解除が決定されるよう所定の手続きを進めさせていただきます。

また、本日、審議会に諮問をいたしました案件を担当されます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてどうぞよろしく願いいたします。

今後とも長野県の文化財保護行政に格段のご指導を賜りますようお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○山内文化財係長

以上を持ちまして、平成23年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

平成24年2月14日

議事録署名委員 安室 知

議事録署名委員 和田 清